

青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象者等の定義（2の雇用創出特別支援枠に係るものを除く。）

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 要綱2(1)において、廃業歴のあるものが起業する場合は、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2(4)の再チャレンジ枠での保証対象とすることとする。
- (3) 要綱2(2)の「新幹線開業に向けて、新たな事業展開を図る事業」とは、次のいずれかに該当するもの又はそれに準じたものをいう。
 - ア 新幹線各駅及び並行在来線各駅周辺における飲食業、宿泊業、卸売・小売業、サービス業等に係るもの
 - イ 観光客等交流人口増加へ対応するために行う宿泊、休憩、スポーツレクリエーション施設等といった観光施設の整備事業、レンタカー、観光タクシー等観光客の利便性向上を図る事業、地域情報の提供、案内システムの開発等観光地・観光資源の魅力向上を図る事業、自然・農村・文化等の体験や温泉療養等を通じた滞在型観光関連事業や観光客のリピーター化に資する事業といった観光関連サービス事業
 - ウ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められるもの
- (4) 要綱2(3)の「おもろい型産業に属する事業」とは、次のいずれかに該当する産業の取組に係る事業をいう。
 - ア フラット・パネル・ディスプレイ（以下「FPD」という。）（液晶、プラズマ、有機ELディスプレイ等）及びFPD部材・材料（ガラス・プラスチック基盤等）などの製造に係るもののほか、それらを取り扱う卸、小売、物流等に係るもの（FPD関連産業）
 - イ 原子や分子の配列をナノスケールで自在に制御することにより、新たな機能、性質を発現させ、産業に活かす技術を活用した製品の製造のほか、それらを取り扱う卸、小売、物流等に係るもの（ナノテクノロジーなどの先端技術を活用した産業）
 - ウ 環境・エネルギー産業創造特区等地域の特性を活かし、新エネルギーを活用した新たな取り組みや環境に配慮した事業等に取り組むもの（環境・エネルギー関連産業）
 - エ 地域の農林水産資源を活用した特色ある食料品の製造や工業技術を利用した新たな農業関連機器、生産システムの開発等に取り組むもの（農工ベストミックス型産業）
 - オ 大学の技術シーズや地域資源等を活用して行う医療・健康福祉用具や機能性食品等の製造のほか、それらを取り扱う卸、小売、物流等に係るもの（医療・健康福祉関連産業）
- (5) 要綱2(4)の「地域資源の活用による新商品開発等の取組」とは、漆器製造業、水産加工業、りんご加工・漬物製造等農産食品製造業、家具建具等木工業若しくは機械・金属製造業など、本県の地域資源を活かした業種やそれらを取扱う業種に係るもので、新商品、新技術又はデザイン等の開発及び事業化を行うための取組のことをいう。
- (6) 要綱2(4)の「地域商店街活性化への取組に係る事業」とは、県内の商店街又は観光地等、所在市町村が認める区域（以下「商店街等」という。）の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市町村の認定を受けたものをいう。（「空き店舗活用チャレンジ融資」という。）

ここでいう「空き店舗」とは、商店街振興組合・商店会内等の所在市町村において、かつて小売業者等の店舗であったが、現在、空き家・空き地等となっているものをいう。
- (7) 要綱2(4)の「建設業の新分野進出に係る取組」とは、建設業（日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）における建設業又は土木建築サービス業に属する業種区分）が商品開発事業等を行う等の新分野進出を図る取組をいう。

ここでいう「新分野進出」とは、日本標準産業分類において、建設業以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業を除く。）への進出計画をいう。但し、農林水産業等の信用保証協

会の保証対象外業種区分の事業は、対象としない。

- (8) 要綱2(5)の「国・県等による補助等の採択を受けた事業」とは、国や県等が直接実施する補助等事業（助成、投資を含む。）や行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において、採択された計画事業をいう。
- (9) 要綱2(5)の「法令に基づく認定を受けた事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業
 - イ 法律の規定により行政庁の認定を事業計画の区域又は施設内において取り組む、計画の趣旨に沿って行う事業

2 雇用創出特別支援枠

（融資対象）

- (1) 要綱2(6)の「常時使用する従業員」とは、雇用期間の定めがなく労働保険等の被保険者となる雇用契約（いわゆる正社員）とし、契約社員等、雇用期間の定めのある場合は対象としない。
- (2) 要綱2(6)の「常時使用する従業員を新たに（中略）雇用する計画事業」において融資を受けた者は、常用従業員2名（新規学卒者、障害者及び中高年非自発的離職者の場合は1名）以上を、融資実行後原則6ヶ月以内に雇用（但し、融資申込後に雇用した場合はこの限りでない。）し、かつ1年以上継続して雇用するとともに、雇用開始後及び雇用を開始した日から1年経過後、速やかに雇用状況を県に報告するものとする。（(1)及び(2)における規定を「雇用の要件」という。）
- (3) 要綱2(6)の「新規学卒者」とは、高等学校や大学等を卒業する者（卒業見込みである者、又は卒業後原則1年以内で未就業の者）をいう。「障害者」とは、障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号、第4号及び第6号にそれぞれ規定する「身体障害者」、「知的障害者」及び「精神障害者」のことをいう。「中高年非自発的離職者」とは、満45歳以上で、自己の都合や自己の責めに帰すべき理由等によらないで離職した者をいう。

（雇用状況報告）

- (4) 要綱6の「取扱要領に定めるところにより」とは、雇用状況の報告にあたっては、雇用の要件を証するものとして、①常用従業員雇用状況報告書（別紙様式1）を提出するとともに、要件を証明するものとして、②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し（雇用開始後提出）、③直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し、④「雇用契約書（又は労働条件通知書）」の写し（雇用開始後提出）、⑤貸金台帳の写し（雇用を開始した日から1年経過後提出）、⑥「健康保険証」の写し（雇用開始後提出）を提出するものとする。また、雇用の要件を確認できるものとして県が求めるその他の書類を提出するものとする。

なお、新規学卒者を雇用する場合には、「卒業証明書」等、その者が新規学卒者（又は新規学卒予定者）であることを確認できる書類の写しを、障害者を雇用する場合には、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」その他その者が障害者であることを確認できる書類の写しを、中高年非自発的離職者を雇用する場合には、「離職理由書」、「離職証明書」のほか、「離職票」、「雇用保険受給資格者証」その他その者が中高年非自発的離職者であることを確認できる書類の写しを併せて添付するものとする。

- (5) 取扱金融機関は、事業者が県に対して雇用状況の報告を円滑に行うため、融資実行にあたっては、常用従業員雇用状況報告書（別紙様式1）等の様式の配布に努めることとする。
- (6) 雇用の要件を欠くに至った場合は、雇用要件欠格報告書（別紙様式2）により、速やかに県に報告しなければならない。

（条件変更措置）

- (7) 雇用の要件を欠いた状況が判明した場合は、県は、取扱金融機関及び信用保証協会に対して、速やかに報告するものとし、取扱金融機関は、要綱3(1)に規定する融資利率に変更するものとする。但し、自己都合退職等、事業者の責めによらない離職により一時的に要件を欠いた場合であって、速やかに後任者の補充を行い要件の是正を図った場合においては、変更しないこととする。
- (8) 雇用の要件を証する書類の提出が正当な理由に基づき提出できない場合は、県は事情を確認の上、適宜判断するものとする。

3 市町村による認定

- (1) 1(6)の認定を受けようとする者は、当該空き店舗の所在市町村に認定申請するものとする。また、あわせて要綱5により、取扱金融機関に対して融資を申し込むものとする。
- (2) (1)の認定申請を受けた市町村は、事業計画の内容を的確に把握するとともに、これを審査し、認定の可否を決定するものとする。

4 報告

- (1) 信用保証協会は、要綱7の規定に基づき、毎月の貸付状況については別紙様式3により、雇用創出特別支援枠の貸付状況等については別紙様式4により、これを証する書類の写しを添えて、翌月の10日までに県に報告するものとする。
- (2) 市町村長は、3の認定を行った場合は、認定状況報告書(別紙様式5)を作成し、これに添付書類を添えて、翌月の10日までに県に提出するものとする。